

### 3. 軽自動車税

平成20年4月1日現在の課税台数は、2-3表のとおり1,396,188台となっており、前年度と比較して、2.1%の増になっている。これは、課税台数の3割超を占める軽四輪乗用自動車の台数が対前年度比6.6%増と引き続き高い伸びを示したためと思われる。

また、軽四輪乗用自動車は平成14年度に貨物車の課税台数を超え、平成20年度も更にその差が広がり続けている。50cc以下の原動機付自転車及び農耕用車両は依然として減少が続いている。

2-3表 軽自動車税課税台数の推移(「課税状況等の調」第33表)

(単位:台,%)

車種		区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	対前年度伸率
原動機付自転車	50cc以下		347,358	343,102	339,036	335,274	329,886	323,272	△ 2.0
	50cc超90cc以下		20,928	20,808	20,537	20,162	19,662	19,576	△ 0.4
	90cc超		16,912	18,431	19,792	21,932	23,952	26,302	9.8
	ミニカー		277	440	672	1,156	2,014	2,840	41.0
	小計		385,475	382,781	380,037	378,524	375,514	371,990	△ 0.9
軽自動車及び小型特殊	一般	二輪車	55,071	57,246	59,611	62,092	64,066	65,298	1.9
		三輪車	41	43	43	41	44	43	△ 2.3
		四輪車	乗用	363,332	394,589	427,426	461,398	499,046	531,958
	貨物		297,969	298,993	299,967	300,816	299,762	297,665	△ 0.7
	専ら雪上を走行するもの		3	1	1	1	1	1	0.0
	農耕用		66,550	64,845	63,072	61,347	59,834	58,379	△ 2.4
	特殊作業用		6,292	6,274	6,318	6,293	6,367	6,405	0.6
	小計		789,258	821,991	856,438	891,988	929,120	959,749	3.3
	二輪の小型自動車		58,482	59,388	60,705	62,206	63,188	64,449	2.0
合計		1,233,215	1,264,160	1,297,180	1,332,718	1,367,822	1,396,188	2.1	

### 4. 市町村たばこ税

県内のたばこ消費量は、2-4表に示すとおりで、近年では10年度をピークに11年度以降減少しており、19年度は対前年度比3.5%減となった。

2-4表 たばこ消費量の推移

(単位:千本)

項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
売り渡し本数	13,072,821	12,834,390	12,570,960	11,983,766	11,569,557
指数	100	98	96	92	89

(県税務課当該年度申告分)

## 5. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は、28市3町村である。

◎市で課税していない団体(8市)

勝浦市(昭和60年度から)、鴨川市、富津市、浦安市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市

◎町村で課税している団体(2町1村)

酒々井町、印旛村(平成元年度から)、栄町

税収については、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を課税標準としているため、固定資産税と同様の傾向を示している。

2-5表 都市計画税の推移(「概要調書」第51表、第54表・「決算統計」第6表)

区分	都市計画 区域指定 市町村数 (イ)	課税市町 村数 (ロ)	左のうち未 線引団体 数	(イ)のうち 課税して いない団 体数	課税標準額 (百万円)		調定額 (千円)	収入額 (千円)
					土地	家屋		
12年度	52	33	8	19	14,159,728	8,919,567	70,288,072	61,443,531
13年度	55	33	8	22	14,040,784	9,333,700	70,886,714	61,682,198
14年度	59	34	8	25	13,980,236	9,779,519	70,961,764	61,690,186
15年度	60	34	8	26	12,150,833	8,998,373	67,093,268	58,156,614
16年度	59	33	8	26	11,480,841	9,356,210	66,420,108	57,696,138
17年度	60	33	8	27	11,049,561	9,637,727	66,041,725	57,195,648
18年度	57	32	8	25	10,840,702	8,845,401	62,149,117	54,383,795
19年度	49	31	7	18	10,878,053	9,209,456	62,646,529	55,578,735
20年度	49	31	7	18	10,957,328	9,660,091	-	-
20年度 19年度	100	100	100	100	101	105	-	-

※「都市計画区域指定市町村数」～「課税標準額」の欄は、各年度、その前年度の1月1日現在の数値  
(例 20年度…平成20年1月1日)

## 6. 国民健康保険税(料)

平成19年度末において、県内56市町村のうち、国民健康保険税を採用している団体は45団体、国民健康保険料を採用している団体は11団体である。

平成19年度の国民健康保険事業会計決算の状況は、2-6表及び2-6図に示すとおり、歳入合計が5,760億円で、前年度に比べ436億円の増収(8.2%の増)となった。このうち、保険税(料)収入については、前年度に比べ1.4%増加し、構成比については前年度に比べ2.2ポイント減少した。

2-6表 国保事業会計(事業勘定)決算の状況(「決算統計」第52表)

(単位:千円)

区分	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		19/18 増減(%)
	決算額	構成比											
保険税(料)	170,366,009	42.0	173,111,775	38.2	179,742,824	38.5	185,107,575	37.2	189,668,847	35.6	192,260,119	33.4	1.4
一部負担金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	29	0.0	22	0.0	△ 24.1
国庫支出金	129,028,350	31.8	144,003,404	31.8	147,776,514	31.6	137,534,677	27.6	129,964,626	24.4	129,093,394	22.4	△ 0.7
うち													
財政調整交付金	13,854,780	3.4	18,172,832	4.0	19,573,699	4.2	18,359,358	3.7	18,244,950	3.4	17,682,305	3.1	△ 3.1
療養給付費交付金	49,582,636	12.2	66,124,751	14.6	73,504,645	15.7	87,791,628	17.6	98,352,941	18.5	113,482,554	19.7	15.4
県支出金	163,053	0.0	2,106,862	0.5	2,130,510	0.5	17,616,606	3.5	23,527,574	4.4	24,505,588	4.3	4.2
他会計繰入金	33,893,917	8.3	41,155,051	9.1	39,912,423	8.5	44,462,194	8.9	46,563,340	8.7	46,493,662	8.1	△ 0.1
基金繰入金	5,453,413	1.3	7,367,824	1.6	5,603,502	1.2	5,362,757	1.1	3,185,306	0.6	4,368,342	0.8	37.1
繰越金	12,074,062	3.0	10,076,825	2.2	8,613,713	1.8	9,225,094	1.9	10,585,619	2.0	12,254,173	2.1	15.8
その他の収入	5,547,435	1.4	9,177,807	2.0	9,751,299	2.1	10,689,378	2.1	30,509,088	5.7	53,499,044	9.3	75.4
歳入合計	406,108,875	100.0	453,124,299	100.0	467,035,430	100.0	497,789,909	100.0	532,357,370	100.0	575,956,898	100.0	8.2

(注)構成比の合計は端数処理の関係で必ずしも一致しない。

2-6図 国保事業会計平成19年度決算内訳

